

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）の改訂について

「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（平成28年11月2日いじめ防止対策協議会）	いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）	
	改正前	改正後の案
<p>1. いじめの認知</p> <p>○いじめの定義の解釈の明確化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解釈上、いじめとして扱われていない「けんか」の範囲については、限定的であることを具体例を示しながら明確にする。</li> </ul>	<p>5 いじめの定義【P5】</p> <p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。</p> <p><u>けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。</u></p>	<p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。</p> <p><u>けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。</u></p>
<p>○いじめへの対処方法として、状況に応じて、見守る（※）、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が可能であることを示す。</p> <p>ただし、いじめであるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要となる。</p> <p>※軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など</p>	<p>5 いじめの定義【P5】</p> <p>加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。<u>具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。</u></p>	<p>加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。<u>例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。</u></p>
<p>2. いじめ防止基本方針</p> <p>【学校】</p> <p>○学校基本方針の意義を再認識させながら、全教職員に方針に基づく対応を改めて確認させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応が可能となる。</li> <li>・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒に学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。</li> <li>・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付ける。</li> </ul>	<p>【P21・22】</p> <p>3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策</p> <p>各学校は、国の基本方針、地域基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めることが必要である。</p>	<p>3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策</p> <p>各学校は、国の基本方針、地域基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めることが必要である。</p> <p><u>学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。</li> <li>・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。</li> </ul>

○いじめの発生状況，学校基本方針に基づく取組状況等を，学校評価の評価項目に位置付けるよう促す。学校基本方針において，いじめ対策の達成目標を設定し，年間を通してどのように取組（いじめの防止プログラム等）を実施するかを取組計画として定め，学校評価においては目標の達成状況を評価する。

○学校基本方針を実効的なものにする取組を促す。  
・学校基本方針の策定・見直しの過程に児童生徒，保護者，関係機関等を確実に関わらせる仕組みを構築する。  
・学校基本方針を各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに，その内容を，必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒，保護者，関係機関等に説明する。

学校基本方針には，例えば，いじめの防止のための取組，早期発見・早期対応の在り方，教育相談体制，生徒指導体制，校内研修などを定めることが想定され，いじめの防止，いじめの早期発見，いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その具体的な内容として，例えばいじめの防止の観点から，学校教育活動全体を通じて，いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう，包括的な取組の方針を定めたり，その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすることなどが考えられる。

また例えば，校内研修等，いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や，いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め，これらを徹底するため，「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり，これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりすることなどが考えられる。

加えて，より実効性の高い取組を実施するため，学校基本方針が，当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを第22条の組織を中心に点検し，必要に応じて見直す，というPDCAサイクルを，学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

学校基本方針を策定するに当たっては，方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき，地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが，学校基本方針策定後，学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。また，児童生徒とともに，学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から，学校基本方針の策定に際し，児童生徒の意見を取り入れるなど，いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより，いじめの加害者が抱える問題を解決するための対応方針を定めることとなる。

学校基本方針には，例えば，いじめの防止のための取組，早期発見・早期対応の在り方，教育相談体制，生徒指導体制，校内研修などを定めることが想定され，いじめの防止，いじめの早期発見，いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その具体的な内容として，例えばいじめの防止の観点から，学校教育活動全体を通じて，いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう，包括的な取組の方針を定めたり，その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすることなどが考えられる。

また例えば，校内研修等，いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や，いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め，これらを徹底するため，「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり，これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりすることなどが考えられる。

加えて，より実効性の高い取組を実施するため，学校基本方針が，当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを第22条の組織を中心に点検し，必要に応じて見直す，というPDCAサイクルを，学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

いじめの認知件数とともに，学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校基本方針において，いじめの防止等のための取組に係る達成目標（アンケート，個人面談の実施回数，校内研修を実施すること等）を設定し，学校評価において目標の達成状況を評価する。

学校基本方針の策定・見直しを行うに当たっては，方針を検討する段階から保護者，地域住民，関係機関等の参画を得た学校基本方針になるようにすることが，学校基本方針策定後，学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから，これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また，児童生徒と共に，学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から，学校基本方針の策定に際し，児童生徒の意見を取り入れるなど，いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

	<p>さらに、策定した学校基本方針については、<u>学校のホームページなどで公開する。</u></p>	<p>さらに、策定した学校基本方針については、<u>各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。</u></p>
<p>○教育委員会等（教育委員会，学校法人，国立大学法人。以下同じ。）及び都道府県私立学校担当部局が，学校基本方針のPDCAサイクルが機能しているかについて点検を行う。</p>	<p>【P20】</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 学校評価の留意点，教員評価の留意点</p> <p>・各教育委員会は，学校評価において，いじめの問題を取り扱うに当たっては，学校評価の目的を踏まえ，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，その実態把握や対応が促され，児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう，必要な指導・助言を行う</p>	<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 学校評価の留意点，教員評価の留意点</p> <p>・各教育委員会は，学校評価において，いじめの問題を取り扱うに当たっては，学校評価の目的を踏まえ，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，その実態把握や対応が促され，児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう<u>にしなければならない。したがって，各教育委員会は，いじめの認知件数とともに，学校基本方針に基づく取組の実施状況（アンケート，個人面談，校内研修等の実施状況）を学校評価の評価項目に位置付けるよう，各学校に対して必要な指導・助言を行う</u></p>
<p>3. 学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有</p> <p>【学校のいじめ対策組織】</p> <p>○いじめ対策組織は，いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であり，かつ，基本方針の見直し，校内研修等を企画する組織であることを改めて周知する。教育委員会等及び都道府県私立学校担当部局が，当該組織の活動状況を点検する。</p> <p>○生徒指導専任教員を中心とした組織的な指導体制の構築を支援する。</p>	<p>【P22・23】</p> <p>（3）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>第22条は，学校におけるいじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため，組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが，これは，いじめに対しては，学校が組織的に対応することが必要であること，また，必要に応じて，心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより，より実効のないじめの問題の解決に資することが期待されることから，規定されたものである。</p> <p>また，学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては，保護者や児童生徒の代表，地域住民などの参加を図ることが考えられる。</p> <p><u>当該組織は，学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。</u></p> <p>具体的には，</p> <p>○ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割</p>	<p>（3）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>第22条は，学校におけるいじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため，組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが，これは，いじめに対しては，学校が組織的に対応することが必要であること，また，必要に応じて，心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより，より実効のないじめの問題の解決に資することが期待されることから，規定されたものである。</p> <p>また，学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては，保護者や児童生徒の代表，地域住民などの参加を図ることが考えられる。</p> <p><u>学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）は，学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には，</u></p> <p>○ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割</p>

○児童生徒及び保護者に対して、学校のいじめ対策組織の存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、朝礼の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で挨拶する等）を実施するよう教育委員会等が指導し、実施状況を確認する。

- いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
  - いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- などが想定される。

当該組織は，いじめの防止等の中核となる組織として，的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき，共有された情報を基に，組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に，いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり，当該組織が，情報の収集と記録，共有を行う役割を担うため，教職員は，ささいな兆候や懸念，児童生徒からの訴えを，抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて，当該組織に集められた情報は，個別の児童生徒ごとなどに記録し，複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また，当該組織は，各学校の学校基本方針の策定や見直し，各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

○ いじめの防止等に係る校内研修を企画し，計画的に実施する役割  
○ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行う役割

○ 学校基本方針の見直しを行う役割

などが想定される。

また，学校いじめ対策組織は，児童生徒及び保護者に対して，自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば，全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。

教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局においては，以上の組織の役割が果たされているかどうか確認し，必要な指導・助言を行う。

学校いじめ対策組織は，いじめの防止等の中核となる組織として，的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき，共有された情報を基に，組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に，いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり，当該組織が，情報の収集と記録，共有を行う役割を担うため，教職員は，ささいな兆候や懸念，児童生徒からの訴えを，抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて，当該組織に集められた情報は，個別の児童生徒ごとなどに記録し，複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また，当該組織は，各学校の学校基本方針の策定や見直し，各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

<p>○文部科学省，教育委員会等及び都道府県私立学校担当部局として，職能団体・関係機関との連携を強化することにより，いじめ対策組織への外部人材(弁護士，警察官経験者等)の参画を推進する。</p> <p>○学校のいじめ対策の企画立案等を学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど，未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため，組織の構成を工夫・改善するよう促す。</p>	<p><b>【P23・24】</b></p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p><u>当該組織</u>を構成する第22条の「当該学校の複数の教職員」については，学校の管理職や主幹教諭，生徒指導担当教員，学年主任，養護教諭，学級担任や部活動指導に関わる教職員などから，組織的対応の中核として機能するような体制を，学校の実情に応じて決定する。これに加え，個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど，柔軟な組織とすることが有効である。</p> <p>また，<u>当該組織</u>を実際に機能させるに当たっては，適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう，構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど，学校の実情に応じて工夫することも必要である。</p>	<p>(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p><u>学校いじめ対策組織</u>を構成する第22条の「当該学校の複数の教職員」については，学校の管理職や主幹教諭，生徒指導担当教員，学年主任，養護教諭，学級担任や部活動指導に関わる教職員などから，組織的対応の中核として機能するような体制を，学校の実情に応じて決定する。<u>さらに，可能な限り，「心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者」として，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー，弁護士，医師，警察官経験者等の外部人材を当該組織に参画させることが望ましい。</u>これに加え，個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。</p> <p><u>また，学校のいじめ対策の企画立案等を学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど，未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため，組織の構成を適宜工夫・改善できるよう，柔軟な組織とすることが有効である。</u></p> <p><u>さらに，</u>当該組織を実際に機能させるに当たっては，適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう，構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど，学校の実情に応じて工夫することも必要である。</p>
<p><b>【学校内の情報共有】</b></p> <p>○組織的対応の意義を再度周知し，教職員の意識改革を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の教職員でいじめの問題を抱え込まず，組織的に対応することにより，複数の目による状況の評価，外部専門家を活用した支援等が可能となる。</li> <li>・いじめの情報共有は責任追及のために行うものではなく，気づきを共有して早期対応につなげることが目的である。</li> <li>・管理職として，リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境作りに取り組む必要がある。</li> </ul>	<p><b>【P22】</b></p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>第22条は，学校におけるいじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため，組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが，これは，<u>いじめに対しては，学校が組織的に対応することが必要であること</u>，また，必要に応じて，心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより，より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから，規定されたものである。</p> <p><b>【P23】</b></p> <p><u>当該組織</u>は，いじめの防止等の中核となる組織として，的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき，共有された情報を基に，組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に，いじめ</p>	<p>(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>第22条は，学校におけるいじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため，組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが，これは，<u>いじめについては，特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより，複数の目による状況の見立てが可能となること</u>，また，心理や福祉の専門家<u>であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー</u>，弁護士，医師，教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより，より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから，規定されたものである。</p> <p><u>学校いじめ対策組織</u>は，いじめの防止等の中核となる組織として，的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき，共有された情報を基に，組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に，</p>

<p>○学校として、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処について、基本方針（マニュアル等）で定めて周知しておくこと等、情報共有の在り方について改めて示す。</p> <p>・各教職員がいじめの対応に係る記録を残し、学校の対策組織に共有する。学校は報告すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確化しておく。</p>	<p>であるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る<u>ことが必要である。</u></p>	<p>いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。<u>学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。</u></p> <p><u>これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。</u></p>
<p>○教職員は、いじめの情報を学校の対策組織に報告・共有する義務があること（※）、学校がその方法についてルールを策定しておく必要があること等について、事例を示すこと等を通じて改めて周知徹底する。</p> <p>※教職員がいじめの情報共有を怠り、地方公務員法上の懲戒処分を受けた事例もある。</p>	<p>【P25】</p> <p>（４）学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iii) いじめに対する措置</p> <p><u>いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</u></p>	<p>（４）学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iii) いじめに対する措置</p> <p><u>法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。</u></p> <p><u>また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。</u></p> <p><u>学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守り通す。</u></p> <p>加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p>

<p>○教職員定数の改善による生徒指導専任教員の配置や、部活動休養日の設定、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担軽減を推進する。</p> <p>○児童生徒からの相談や訴えに正面から向き合い、いじめの被害児童生徒を守り通すため、教職員の日常業務の優先順位において、自殺予防、いじめへの対応を最優先の事項に位置付けるよう促す。</p>	<p>【P19】</p> <p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する</p> <p>【P21】</p> <p>○学校運営改善の支援</p> <p>・教職員が子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する</p>	<p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。<u>生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。</u></p> <p>○学校運営改善の支援</p> <p>・教職員が子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、<u>生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化等による学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する</u></p>
<p>○学校評価、教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみではなく、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。</p>	<p>【P20】</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点</p> <p>・各教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う</p> <p>・各教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う</p>	<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点</p> <p>・各教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう<u>にしなければならない。したがって、各教育委員会は、いじめの認知件数とともに、学校基本方針に基づく取組の実施状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う</u></p> <p>・<u>教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。その際、各教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う</u></p>

<p>【学校から教育委員会等に対する報告】</p> <p>○教育委員会等として、積極的に学校を訪問して状況を確認するとともに、教育委員会等に報告することによるメリット（外部専門家による支援，警察等関係機関との連携，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の派遣）を具体的に示しながら対応を促す。</p>	<p>【P19】</p> <p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ いじめに対する措置</p> <p>・ 学校の設置者は、第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。</p>	<p>(5) 地方公共団体等が実施すべき施策</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ いじめに対する措置</p> <p>・ 学校の設置者は、第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、又は必要な措置を講ずることを指示する。<u>支援とは、具体的には、指導主事等の職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の外部専門家の派遣、警察等関係機関との連携等が考えられる。学校の設置者は、その設置する学校に対し、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことを、予め周知しておく必要がある。さらに、学校の設置者として、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。</u></p>
<p>4. いじめの未然防止・早期発見</p> <p>【未然防止】</p> <p>○就学前の段階から機会を捉えて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるようになるよう、取組を促す。</p>	<p>【P17】</p> <p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>○ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援</p>	<p>(5) 地方公共団体等が実施すべき施策</p> <p>○ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援</p> <p><u>○ いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。</u></p>
<p>4. いじめの未然防止・早期発見</p> <p>【未然防止】</p> <p>○道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。その際に、具体的な事例をもとに児童生徒にいじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。</p>	<p>【P10】</p> <p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成</p> <p>社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。<u>このため、道徳教育用教材の活用</u>や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進するとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする自治体等の取組を支援する。</p>	<p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成</p> <p>社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。<u>児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、</u>道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進するとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする自治体等の取組を支援する。</p>



	<p>○ 児童生徒の主体的な活動の推進</p> <p><u>児童会・生徒会</u>において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。</p>	<p>○ 児童生徒の主体的な活動の推進</p> <p><u>道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動</u>において、<u>児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動</u>や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。</p>
<p><b>【早期発見】</b></p> <p>○児童生徒が主体的に参画し、いじめの防止に向けた方策を議論し、実行する取組を推進する。 (児童生徒に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめが把握される例が多いことから、児童生徒の協力を得ることは不可欠。)</p>	<p><b>【P19】</b></p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実</p> <p>○ いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的に<u>行うもの</u>に対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる</p> <p><b>【P24】</b></p> <p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>i) いじめの防止</p> <p>いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。</p> <p>また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。</p>	<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実</p> <p>○ 学校に在籍する児童生徒が自主的に<u>いじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動</u>に対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる</p> <p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>i) いじめの防止</p> <p>いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の<u>取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動</u>に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。</p> <p><u>さらに、児童生徒に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめが把握される例が多いことから、いじめの被害者を助けるために、児童生徒に対し、傍観者とならず自らが学校への通報等のいじめを止めさせるための行動をとらなければならないことを理解させるよう努める。</u></p>
	<p><b>【P16】</b></p> <p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p>	<p>(5) 地方公共団体<u>等</u>が実施すべき施策</p>

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター等が、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知する(学校への訪問、見学会の実施等)。

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は、自らその一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。

○相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例(プロセス)を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組を行う。

【早期発見】

アンケートや個人面談の実施状況を教育委員会等及び都道府県私立学校担当部局が点検を行う。

○ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

- ・ 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備・周知
- ・ 都道府県と市町村が円滑に連携

(例えば都道府県が、「24時間いじめ相談ダイヤル」や教育相談センターにおける教育相談の充実等、多様な相談窓口を確保し、市町村が、設置された窓口を域内の関係各者に周知徹底する等)

【P18】(5) 地方公共団体が実施すべき施策

○ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

- ・ いじめの実態把握の取組状況等、設置する学校における取組状況を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す

○ 都道府県私立学校主管部局の体制

私立学校主管部局において、重大事態があった場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する

【P19】

② 学校の設置者として実施すべき施策

○ いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる

○ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
- ・ 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備・周知
- ・ 都道府県と市町村が円滑に連携(例えば都道府県が、「24時間子供SOSダイヤル」や教育相談センターにおける教育相談の充実等、多様な相談窓口を確保し、市町村が、設置された窓口を域内の関係各者に周知徹底する等)

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知する(スクールカウンセラーの相談日の案内、教育相談センター職員による学校訪問、教育相談センターの見学会の実施等)。特に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は、自らその一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。

- ・ 周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例(プロセス)を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

(5) 地方公共団体等が実施すべき施策

○ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

- ・ いじめの実態把握の取組状況等、設置する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す

○ 都道府県私立学校主管部局の体制

私立学校主管部局において、所管する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況を把握するとともに、重大事態があった場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する

② 学校の設置者として実施すべき施策

○ いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずる。また、学校の設置者として、その設置する学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況を把握しておく。

<p>○学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。</p> <p>・アンケート調査等において、児童生徒がSOSや情報を出せば、必ず学校が対応することを徹底する。</p>	<p>【P25】</p> <p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>ii) 早期発見</p> <p>このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。</p>	<p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>ii) 早期発見</p> <p>このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。</p> <p><u>各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。</u></p> <p><u>アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。</u></p>
<p>5. いじめへの対処</p> <p>○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。いじめの「解消」の定義を明確化し、学校は、いじめが解消に至るまで被害者への支援を継続すること等を徹底する。</p>	<p>【P25】(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iii) いじめに対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p>	<p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iii) いじめに対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p> <p><u>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。</u></p> <p><u>①いじめに係る行為の解消</u></p> <p><u>被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。</u></p>

		<p><u>②被害者が心身の苦痛を受けていないこと</u></p> <p><u>いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</u></p> <p><u>学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害者の支援を継続するため、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、いじめが解消している状態に至った後でも、いじめが過去にあったことを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害者及び加害者については、日常的に注意深く観察する必要がある。</u></p>
<p>○教育委員会に対して、出席停止措置の手順、出席停止中の加害者に対する支援を含む留意事項等を示し、必要な場合に出席停止措置を適切にとることができるよう支援を行う。</p>	<p>【P19】② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ いじめに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる</li> </ul>	<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ いじめに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。<u>また、いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。</u></li> </ul>
<p>○情報モラル教育の充実を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。</li> <li>・いじめの具体的事例を示しながら、いじめの行為が刑法上の名誉毀損罪、侮辱罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させる等の取組を推進する。</li> </ul>	<p>【P12】（3）いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○インターネットや携帯電話を利用したいじめ（<u>ネットいじめ</u>）への対応</p> <p>児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、<u>インターネットを通じて行われるいじめ</u>に対処する体制を整備する。</p>	<p>（3）いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○インターネットや携帯電話を利用したいじめ（<u>以下「インターネット上のいじめ」という。</u>）への対応</p> <p>児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。<u>インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質をもつため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒</u></p>

	<p>【P17】</p> <p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>○児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組支援、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的には学校ネットパトロールの実施などが想定される</li> <li>・ 都道府県と市町村が円滑に連携（例えば、都道府県がネットパトロールの実施体制を整備し、市町村は都道府県の実施するネットパトロールへの必要な協力をする等）</li> </ul>	<p><u>に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。併せて、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。</u></p> <p>(5) 地方公共団体等が実施すべき施策</p> <p>○児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関との連携又は関係団体の取組支援、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的には学校ネットパトロールの実施、<u>情報モラルを身に付けさせるための教育の充実等</u>が想定される</li> <li>・ 都道府県と市町村が円滑に連携（例えば、都道府県がネットパトロールの実施体制を整備し、市町村は都道府県の実施するネットパトロールへの必要な協力をする等）</li> </ul>
<p>6. 重大事態への対応</p> <p>○本来1号重大事態として扱うべきものであるが判断が分かっているような事例等、具体的な重大事態の事例を複数示すことを通じて、1号重大事態の範囲の明確化を図る。</p> <p>○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たることを徹底させるため、改めて留意点として明確に示す。</p>	<p>【P26】</p> <p>また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。</p>	<p><u>※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」参照</u></p> <p>また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。<u>児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高く、調査をしないまま重大事態の疑いがないと断定することはできないということに留意する必要がある。</u></p>
<p>○あらかじめ教育委員会等に第三者調査委員会を設置させるべく、その必要性及びメリットを示しながら対応を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ問題対策連絡協議会等を通じ、教育委員会等と弁護士会等の関係団体との連携を確保する。</li> </ul>	<p>【P14】</p> <p>地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。</p> <p>例えば都道府県に置く場合、学校（国私立を含む）、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察などが想定される。この他に弁護士、医師、心理や福祉の専門家等に係る職能団体や民間団体などが考えられる。</p>	<p>地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。</p> <p>例えば都道府県に置く場合、学校（国私立を含む）、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察などが想定される。この他に弁護士、医師、心理や福祉の専門家等に係る職能団体や民間団体などが考えられる。</p>

		<p><u>教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は、平素より、いじめ問題対策連絡協議会における地域の関係機関等との連携を通じ、いじめの重大事態の調査を行うための組織(第三者調査委員会等)の委員を確保しておくことも重要である。</u></p>
<p>7. 法の理解増進等</p> <p>【保護者及び地域に対する周知】</p> <p>○PTAの全国組織の協力を得ながら、研修会、説明会等を通じて、全てのPTA関係団体に対して、法の趣旨、法に基づく対応について周知を図る。</p>	<p>【P11】</p> <p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発</p> <p>国の基本方針やいじめの問題に関する通知等を周知徹底するため、各地域の学校関係者の集まる普及啓発協議会を定期的開催する。</p> <p>また、保護者など国民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を<u>促すよう</u>、広報啓発を充実する。</p>	<p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発</p> <p>国の基本方針やいじめの問題に関する通知等を周知徹底するため、各地域の学校関係者の集まる普及啓発協議会を定期的開催する。</p> <p>また、保護者など国民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を<u>深めるべく、PTAなどの関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る</u>広報啓発を充実する。</p>
<p>○学校評議員、学校運営協議会及び学校支援地域本部が設置されている場合には、学校は必ず当該学校のいじめに係る状況及び対策を報告・議論するようにするなど、教育委員会等及び学校として、いじめ問題に対する地域との連携を促進する。学校がこれらの仕組みを設けていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携を進める。</p> <p>○地域の関係機関等との連携を確保するため、いじめ問題対策連絡協議会の設置を促す。</p>	<p>【P21】</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 学校運営改善の支援</p> <p>・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の導入により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで<u>解決</u>する仕組みづくりを推進する</p> <p>【P14】</p> <p>2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>(3) いじめ問題対策連絡協議会</p> <p>地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。</p>	<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 学校運営改善の支援</p> <p>・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会<u>制度</u>の導入や<u>地域学校協働活動の推進</u>により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで<u>対応</u>する仕組みづくりを推進する</p> <p>・<u>学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、学校は当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。これらの仕組みを設けていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。</u></p> <p>2 いじめの防止等のために地方公共団体<u>等</u>が実施すべき施策</p> <p>(3) いじめ問題対策連絡協議会</p> <p><u>学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため</u>、地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。</p>
<p>【教職員に対する周知】</p>	<p>【P10】</p> <p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p>	<p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p>

<p>○全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するよう、教員養成課程、免許更新講習や、校内研修を始めとする教員研修等において、計画的に法の内容が位置付けられるよう、その方策を検討する。</p>	<p>○ いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上  <u>教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、独立行政法人教員研修センターや教育委員会と連携し、教職員研修の充実を図る。また、心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。</u></p> <p>また、大学の教員養成課程における、いじめを始めとする生徒指導上の課題等に適切に対応できる能力を高めるような実践的な内容の充実を促す。</p>	<p>○ いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上  <u>全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、独立行政法人教職員支援機構や教育委員会と連携し、教職員研修の充実を図る。また、心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。</u></p> <p>また、大学の教員養成課程や免許更新講習において、いじめを始めとする生徒指導上の課題等に適切に対応できる能力を高めることができるよう、実践的な内容の充実を促す。</p>
	<p>【P19】</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる</p>	<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。<u>全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。</u></p>
<p>【国立及び私立の学校への支援】</p> <p>○教育委員会からのスクールカウンセラーの派遣、外部専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、国立の学校・都道府県私立学校担当部局と教育委員会との連携を促す。</p> <p>・国立及び私立の学校と地域の関係機関等との連携を確保するため、設置者及び都道府県私立学校担当部局による、都道府県の「いじめ問題対策連絡協議会」への参画を促す。</p>	<p>【P19】</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる<u>体制を整備する</u></p> <p>【P25】</p> <p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iii) いじめに対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p>	<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる<u>ようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の外部専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備を図る。</u></p> <p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iii) いじめに対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p>

		<p>iv) その他</p> <p><u>国立大学に付属して設置される学校及び私立学校における、いじめの問題への対応について、必要に応じて、教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の外部専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、日常的に、国立学校の設置者は国及び教育委員会との連携確保に努めるとともに、都道府県私立学校担当部局は、教育委員会との連携確保に努める。</u></p>
<p><b>【高等専門学校，専修学校等におけるいじめ防止等の対策】</b></p> <p>○文部科学省として、いじめの問題に関する行政説明や研修を通じて、高等専門学校，専修学校等の関係者（学校の教職員，設置者，都道府県私立専修学校担当部局等）に対して，法の趣旨，法に基づく対応の周知をより一層徹底する。</p> <p>○高等専門学校，専修学校等が，教育委員会からのスクールカウンセラーの派遣，外部専門家・関係機関の紹介や，研修機会の提供等の支援が受けられるよう，教育委員会との連携を促す。</p>	<p><b>【P35】</b></p> <p>第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>高等専門学校（学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。）の設置者及びその設置する高等専門学校は，その実情に応じ，当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止，早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>高等専門学校（学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。）の設置者及びその設置する高等専門学校は，その実情に応じ，当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止，早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し，<u>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置，弁護士等の外部専門家の派遣，関係機関との連携等の体制整備をはじめとする</u>必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p><u>高等専門学校は，いじめの問題への対応において，必要に応じて，教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー，弁護士等の外部専門家・関係機関の紹介や，研修機会の提供等の支援が受けられるよう，高等専門学校の設置者は，日常的に教育委員会との連携確保に努める。</u></p>
<p><b>【いじめ事案に関する調査研究】</b></p> <p>○具体のいじめの重大事態について，各地方公共団体が実施した第三者調査の報告書のデータベース化，分析，研究，再発防止策の提案等が，研究機関等において実施される仕組みの構築を検討する。</p>	<p><b>【P11】</b></p> <p>（3）いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ いじめに関する調査研究等の実施</p> <p>いじめの認知件数や学校におけるいじめの問題に対する日常の取組等，いじめの問題の全国的な状況を調査する。</p> <p>また，いじめの防止及び早期発見のための方策や，いじめ加害の背景などいじめの起こる要因，いじめがもたらす被害，いじめのない学級づくり等について，国立教育政策研究所や各地域，大学等の研究機関，関係学会等と連携して，調査研究を実施し，その成果を普及する。</p>	<p>（3）いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>○ いじめに関する調査研究等の実施</p> <p>いじめの認知件数や学校におけるいじめの問題に対する日常の取組等，いじめの問題の全国的な状況を調査する。</p> <p>また，いじめの防止及び早期発見のための方策や，いじめ加害の背景などいじめの起こる要因，いじめがもたらす被害，いじめのない学級づくり，<u>各地方公共団体によるいじめの重大事態に係る調査結果の収集・分析</u>等について，国立教育政策研究所や各地域，大学等の研究機関，関係学会等と連携して，調査研究を実施し，その成果を普及する。</p>